

益子町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (18年度末)	歳出額(A)	実質収支	人件費(B)	人件費率 B/A	(参考) 17年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
18年度	25,312	6,609,109	244,679	1,390,876	21.0	22.0

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数(A)	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体 平均一人当たり 給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
18年度	144	604,611 (576,637)	59,621 (59,613)	237,541 (233,080)	901,773 (869,330)	6,262 (6,037)	5,913

(注) 1 普通会計決算に基づく数値のため、特別会計(公共下水道事業特別会計(4人)、農業集落排水事業特別会計(1人)、国民健康保険特別会計(5人)、老人保健特別会計(1人)および介護保険特別会計(7人))に係る職員数および給与費は含まれていない。また、町長・助役・教育長(収入役は18年度空席)の給与費も含まれていない。

2 「職員手当」には退職手当は含まれていない。

3 「職員数」は平成18年4月1日現在の一般職員数である。

4 「給与費」および「一人当たりの給与費」について、地方財政状況調査に基づくため一般職員ではない臨時職員(18人)の給与も含まれている。そのため、一般職員144人における「給与費」および「一人当たりの給与費」を()書きとした。

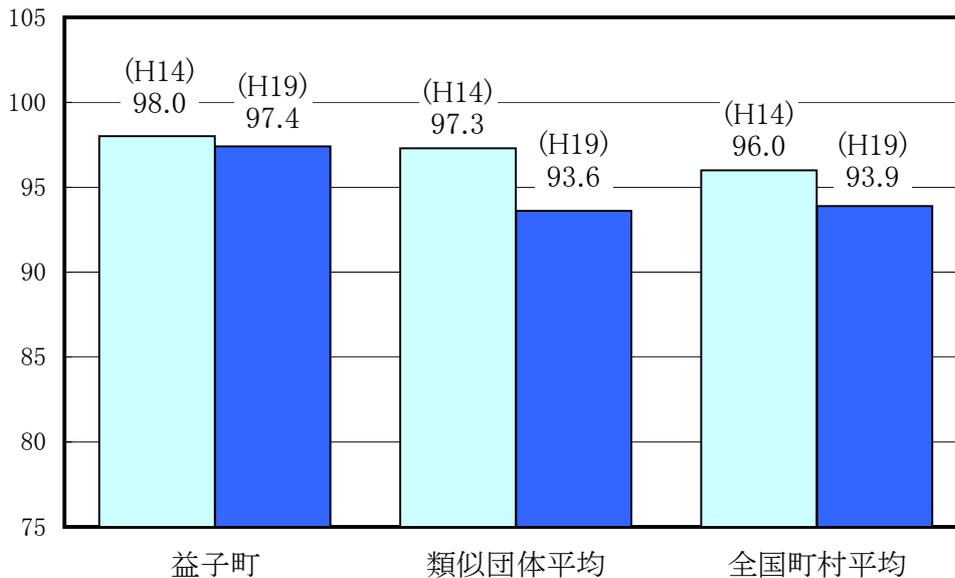
5 「類似団体平均一人当たり給与費」とは、人口規模、産業構造が類似している団体の給与費を単純平均したものである。

(3) 特記事項

○平成19年度から管理職手当の支給を定率制から定額制とし、当分の間支給額の抑制を行っている。

課長:27,000円、課長補佐:21,800円 (本来の支給額 課長:49,900円、課長補佐:39,700円)

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) 1 「ラスパイレス指数」とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

2 「類似団体平均」とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(5) 給与改定の状況

益子町では、人事委員会を設置していないため記載事項なし。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成19年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額(国ベース)
益子町	42.6 歳	338,313 円	365,561 円	356,193 円
栃木県	44.0 歳	367,116 円	437,522 円	392,631 円
国	40.7 歳	325,724 円	— 円	383,541 円
類似団体	43.6 歳	331,589 円	392,341 円	364,363 円

②税務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額(国ベース)
益子町	39.2 歳	311,814 円	368,443 円	326,586 円
栃木県	— 歳	— 円	— 円	— 円
国	42.3 歳	385,575 円	— 円	448,303 円
類似団体	40.0 歳	305,891 円	378,265 円	333,676 円

③看護・保健職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額(国ベース)
益子町	34.5 歳	256,938 円	273,638 円	265,138 円
栃木県	— 歳	— 円	— 円	— 円
国	37.3 歳	286,346 円	— 円	320,534 円
類似団体	40.9 歳	299,096 円	340,640 円	308,220 円

④技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	
益子町	51.3 歳	18 人	309,022 円	328,021 円	320,328 円	—	— 歳	— 円	—
うち学校給食員	48.1 歳	6 人	304,083 円	314,667 円	310,667 円	調理士	44.3 歳	259,800 円	1.21
うち自動車運転手	54.4 歳	3 人	321,133 円	362,681 円	343,800 円	自家用乗用自動車運転者	39.7 歳	333,200 円	1.09
うちその他	52.4 歳	9 人	308,278 円	325,371 円	318,944 円	—	— 歳	— 円	—
栃木県	45.1 歳	519 人	325,714 円	370,962 円	345,995 円	—	— 歳	— 円	—
国	48.8 歳	5,193 人	287,094 円	— 円	320,514 円	—	— 歳	— 円	—
類似団体	49.4 歳	25 人	273,844 円	294,520 円	286,146 円	—	— 歳	— 円	—

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
益子町	5,394,244 円	— 円	—
うち学校給食員	5,182,152 円	3,455,000 円	1.50
うち自動車運転手	5,948,877 円	4,214,800 円	1.41
うちその他	5,350,770 円	— 円	—

(注)1 「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などの4月に支給されたすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

3 「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベース(給料+扶養手当+住居手当+管理職手当。なお、益子町では支給していない地域手当、単身赴任手当、寒冷地手当、特地勤務手当および初任給調整手当も加算の対象となっている)で再計算したものである。

4 ②税務職、③看護・保健職の栃木県データは公表されていない。また、薬剤師・医療技術職(管理栄養士)およびその他の教育職に属する職員については、県、国および類似団体のデータがないため掲載を割愛した。

5 技能労務職の表における注意点

①民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している(平成16～18年の3カ年の平均)。

②技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

③年収ベースの「公務員(C)」および「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(2) 職員の初任給の状況（平成19年4月1日現在）

区分	益子町	栃木県	国	
一般行政職	大学卒	159,700 円	176,800 円	170,200 円
	高校卒	138,400 円	142,800 円	138,400 円
技能労務職	高校卒	135,600 円	138,400 円	—
	中学卒	127,700 円	127,700 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成19年4月1日現在）

区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	262,400 円	307,700 円	354,400 円
	高校卒	— 円	270,100 円	311,300 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	254,300 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円

(注)1 近似のデータがない場合は空白となっている。

2 一般行政職(大学卒)においては「経験年数20年」の職員は経験年数18年、一般行政職(高校卒)においては「経験年数20年」の職員は経験年数19年の職員データとなっている。

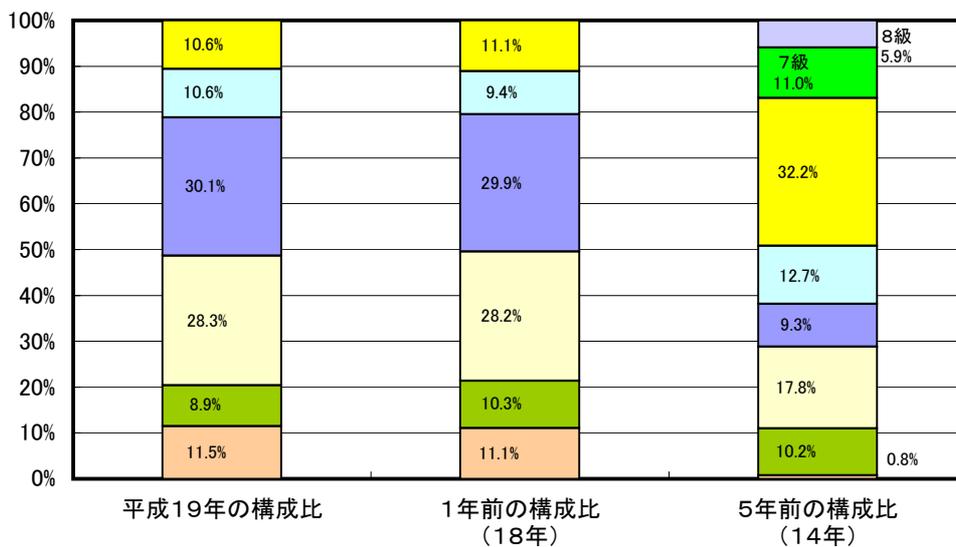
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成19年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数(人)	構成比(%)	参考:技能労務職を除いた全職種	
				職員数(人)	構成比(%)
6級	課長・室長・主幹	12	10.6	13	9.5
5級	主幹・課長補佐・室長補佐	12	10.6	13	9.5
4級	副主幹・係長・主査	34	30.1	40	29.0
3級	係長・主査・主任	32	28.3	38	27.5
2級	主任	10	8.9	15	10.7
1級	主事・技師・主事補・技師補	13	11.5	19	13.8
合計		113	100	138	100

(注)1 益子町一般職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による、地方公務員実態調査でいうところの一般行政職員のみ職員数である。

2 「標準的な職務内容」とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年度に8級制から6級制に変更している(旧給料表の1級および2級、ならびに4級および5級をそれぞれ統合)。

平成18年度から	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
平成17年度以前	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

益子町では、地方公務員法第40条第1項の規定に基づき、平成13年4月に「益子町職員勤務評定要綱」を定めた。職員の能力開発、指導育成、人事考課および昇給などに主眼をおき運用してきた。平成18年度の給与構造改革では昇給・勤勉手当に勤務実績を反映するよう求めているところから、これまでの勤務評定制度を発展させた新たな勤務評定制度を平成20年度から運用開始する。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

益子町		栃木県		国	
1人当たり平均支給額(18年度) 1,590 千円		1人当たり平均支給額(18年度) 1,862 千円		—	
(18年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.45 月分 (1.6) 月分 (0.75) 月分		(18年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.45 月分 (1.6) 月分 (0.75) 月分		(18年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.45 月分 (1.6) 月分 (0.75) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

益子町では、地方公務員法第40条第1項の規定に基づき、平成13年4月に「益子町職員勤務評定要綱」を定めた。職員の能力開発、指導育成、人事考課および昇給などに主眼をおき運用してきたところから、勤勉手当には反映させていなかった。平成18年度の給与構造改革では昇給・勤勉手当に勤務実績を反映するよう求めているところから、これまでの勤務評定制度を発展させた新たな勤務評定制度を平成20年度から運用開始する。

(2) 退職手当（平成19年4月1日現在）

益子町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2～20%加算) (退職時特別昇給 なし)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2～20%加算)		
1人当たり平均支給額 千円 25,635 千円					

(注) 1 「退職手当の1人当たり平均支給額」は、平成18年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 平成18年度中の自己都合退職者はいなかった。

(3) 地域手当

益子町では、地域手当の支給対象地域ではないため支給実績なし。

(4) 特殊勤務手当（平成19年4月1日現在）

支給実績(平成18年度決算)	0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(平成18年度決算)	0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成18年度)	0 %		
手当の種類(手当数)	3		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
	感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する作業に従事した職員	感染症の予防業務	日額 1,000円
	行旅病等死体収容に従事した職員	死体収容業務	1体 3,000円
	町税の賦課および徴収に関する事務に従事した職員(現在は支給を凍結中)	税務事務	1月 1,500円

(注) 上記3つの特殊勤務手当については、18年度の支給実績なし。

(5) 時間外勤務手当

区分	18年度決算額	17年度決算額
支給実績	14,718 千円	15,343 千円
職員1人当たり平均支給年額	109 千円	109 千円

(6) その他の手当 (平成19年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (18年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (18年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ○配偶者が扶養親族である場合 <ul style="list-style-type: none"> ・配偶者 13,000円 ・2人目以降 6,000円 ○配偶者が扶養親族でない場合 <ul style="list-style-type: none"> ・1人目 6,500円 ・2人目以降 6,000円 ○配偶者がいない場合 <ul style="list-style-type: none"> ・1人目 11,000円 ・2人目以降 6,000円 ○加算措置 <ul style="list-style-type: none"> ・満16歳到達年度の4月から満22歳到達後の3月までの子1人につき、5,000円を加算 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 平成19年12月には人事院勧告に伴い、扶養手当の支給要件等を改正した。 <ul style="list-style-type: none"> ○配偶者がいる場合 <ul style="list-style-type: none"> ・扶養親族である配偶者 13,000円 ・子、父母など 1人につき 6,500円 ○配偶者がいない場合 <ul style="list-style-type: none"> ・1人目 11,000円 ・2人目以降 6,500円 </div>	同		19,418 千円	220,659 円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> ○持ち家の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・新築または購入の日から5年を経過するまで 2,500円 ○借家の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・家賃23,000円以下 家賃額 - 12,000円 ・家賃23,000円超～55,000円未満 (家賃額 - 23,000円) × 1/2 + 11,000円 ・家賃55,000円以上 27,000円 	同		4,486 千円	213,595 円
通勤手当	通勤距離(片道2km以上)区分に応じ支給 3,000～21,000円 など	同		9,851 千円	70,871 円
管理職手当	管理職員(課長・課長補佐級)に対し支給(平成19年度から定額支給とし、当分の間、支給額を抑制) <ul style="list-style-type: none"> ・課長 : 49,900円 → 27,000円 ・主幹 : 45,700円 → 22,900円 ・課長補佐: 39,700円 → 21,800円 	同		7,497 千円	288,337 円
管理職員特別勤務手当	週休日等の緊急必要時等における勤務に対し支給 5,000～6,000円	同		0 千円	0 円
日直手当	週休日等における日直勤務に対し支給 4,200円 (年末年始 8,400円)	同		1,319 千円	12,804 円

(注) 管理職員特別勤務手当については、18年度の支給実績なし。

5 特別職の報酬等の状況 (平成19年4月1日現在)

区分	給料月額等		
	(参考)類似団体における最高/最低額		
給料	町長	675,000 (727,000) 円	931,000 円 / 514,000 円
	副町長	549,000 (591,000) 円	768,000 円 / 461,000 円
報酬	議長	315,000 (350,000) 円	452,000 円 / 275,000 円
	副議長	261,000 (290,000) 円	372,000 円 / 213,300 円
	議員	230,000 (255,000) 円	340,000 円 / 192,600 円
期末手当	町長	(18年度支給割合)	
	副町長	3.35月分	
退職手当	議長	(18年度支給割合)	
	副議長 議員	3.35月分	
備考	町長	(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)
	副町長	給料月額 × 在職月数 ÷ 550 / 100 ÷ 12	14,850,000 円 任期毎
	備考	給料月額 × 在職月数 ÷ 330 / 100 ÷ 12	7,246,800 円 任期毎

(注) 1 特別職における給料および報酬について、平成17年4月1日から支給の抑制措置を行っている。給料および報酬の()内は、抑制措置を行う前の条例上の支給金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

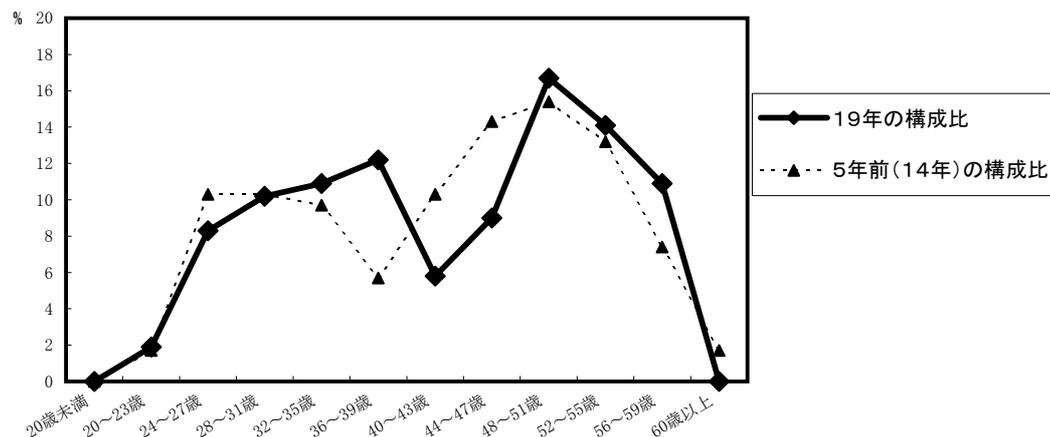
部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
		平成19年	平成18年		
普通会計部門	議会	3	3		滞納整理・財産調査等の強化 地籍調査・生産調整業務の減少 ましこ再生計画に伴う業務増 障害者自立支援法に伴う業務増 健康循環バス運転業務を臨時職員で対応
	総務	29	29	1	
	税務	14	13	-4	
	農林水産	13	17	1	
	商工	5	4	-1	
一般行政部門	土木	11	11	1	
	民生	11	10	-1	
	衛生	15	16	-2	
	計	101	103	-2	
教育部門	小学校	40	42	-2	人口1万人当たりの職員数 39.90 人 参考 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 68.50 人)
	小計	141	145	-4	人口1万人当たりの職員数 55.70 人 参考 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 87.59 人)
	小計	141	145	-4	
公営企業等	下水道	4	5	-1	下水道関係業務分担の見直し
	その他	12	13	-1	介護保険賦課徴収業務分担の見直し
	小計	16	18	-2	
合計		157 [205]	163 [205]	-6 [0]	<参考> 人口1万人当たりの職員数 62.03 人

(注)1 「職員数」は一般職に属する職員数であるため教育長は含まれているが、芳賀中部上水道企業団派遣職員については含まれていない。

2 []内は、条例定数の合計である。

3 「人口1万人当たりの職員数」の基礎となる人口は、平成19年3月31日現在の住民基本台帳人口(25,312人)である。

(2) 年齢別職員構成の状況（各年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
19年	0人	3人	13人	16人	17人	19人	9人	14人	26人	22人	17人	0人	156人
5年前(14年)	0人	3人	18人	18人	17人	10人	18人	25人	27人	23人	13人	3人	175人

(注) この表における職員数は、教育長を除いた一般職員数となっている。

(3) 定員管理の数値目標及び進捗状況

①平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
169 人	155 人	14 人	8.3 %

(注) 「職員数」は一般職に属する職員数であるため教育長は含まれているが、芳賀中部上水道企業団派遣職員については含まれていない。②も同じ。

(参考) 益子集中改革プランにおける定員管理の数値目標(数・率)

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成17年4月1日	平成22年3月31日	
		14人(純減率8.3%)の職員削減

②定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要(各年4月1日現在)

部門	区分	17年	18年	19年	20年	21年	22年	17～19年 計	(参考) 数値目標
		計画始期	1年目	2年目	3年目	4年目	計画完成時		
一般行政	職員数	107	103	101	97	97	97	—	99
	増減		-4	-2	-4	0	0	-6(75.0%)	-8
教育	職員数	46	42	40	39	39	39	—	39
	増減		-4	-2	-1	0	0	-6(85.7%)	-7
公営企業 等会計	職員数	16	18	16	17	17	17	—	17
	増減		2	-2	1	0	0	0(0%)	1
計	職員数	169	163	157	153	153	153	—	155
	増減		-6	-6	-4	0	0	-12(85.7%)	-14

(注)1 計画期間は、平成17年～21年の5年間である。

2 (%)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。

3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示す。

4 「19年2年目」までについては実績値、「20年3年目」以降は目標数値となっている。